

宝塚市立高司中学校 P T A 活動規程

改 訂 案	現 行
<p style="text-align: center;"><u>第 1 章 総則</u></p> <p><u>第 1 条 (趣旨)</u> この活動規程は、宝塚市立高司中学校 P T A 規約 (以下、「規約」という。)の規定に基づき、本校 P T A の会議その他運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>第 2 条 (総則)</u> (1) 役員会・代表委員会・各部会は、学校又は会員から提案された各種案件の検討及び調整に当たる。 (2) 各組織に属する委員は、定められた任務を遂行し、本会の円滑な運営と会員間の円満な関係構築に努める。</p> <p style="text-align: center;"><u>第 2 章 組織と機関</u></p> <p><u>第 3 条 (組織と執行機関)</u> (1) 本会は、別表 1 「組織概念図」に示す各部 (委員会) 等によって構成される。 (2) 学年部・専門部・生活委員 (実線で囲まれた枠) が、常設組織である。学年委員は、各学年部と各専門部に所属し、活動を兼務する。 (3) 選考委員は、生活委員 1 名と学年委員 (各学年 1 名) から選出する。選考委員は、学年部と専門部の活動も行う。選考委員 (細い線で囲まれた枠) は、常設組織でありながら、活動時期が秋</p>	<p style="text-align: center;"><u>(前文)</u> この 3 章からなる活動規程は、PTA 規約に明記されていない、もしくは明記されている事項を詳細に補足し、その細目・手順・要領を提示するものである。</p> <p style="text-align: center;"><u>第 1 章 運営規程</u> この規程は、本会の組織・運営の細部 (手順・要領) を定義する。</p> <p><u>第 1 条 (総則)</u> (1) 役員会・代表委員会・各部会は、学校又は会員より提案された各種案件の検討ならびに調整に当たる。 (2) 各組織に属する委員は、定められた任務を遂行し、本会の円滑な運営と会員間の円満な関係構築に寄与する。</p> <p><u>第 2 条 (執行機関と組織)</u> (1) 本会は下図に示される、各部 (委員会) 等によって構成される。 (2) 実線で囲まれた枠が、常設組織である。学年委員は各学年と各専門部活動とを兼務する。 (3) 生活委員 (ブロック 1 名) と学年委員 (各学年 2 名) より選考委員を選出する。選考委員は学年と専門部 活動も行う。細い線で囲まれている理由は、常設組織でありながらも、活動時期が秋以降と</p>

<p>以降に限定される。</p> <p>(4) <u>特別委員会(点線で囲まれた枠)</u>は、規約第17条に基づき、臨時に設立・招集される。</p> <p>(5) 本部役員は、生活部・学年部・専門部より支援の要請 <u> </u>があるときは、これに適切に対応する。</p>	<p>いう限定的であるためである。</p> <p>(4) <u>点線で囲まれた特別委員会は</u>、規約第3章第1条に基づき、臨時に設立・招集される。</p> <p>(5) 本部役員は、生活部・学年部・専門部より支援の要請<u>依頼</u>があるときは、これに<u>適宜適切</u>に対応<u>協力</u>する。</p>
<p><u>第3章 本部</u></p> <p><u>第4条(本部及び本部役員の役割)</u> PTA活動における、<u>中学校及び保護者の代表</u>として、他の学校や社会教育団体・地域福祉団体と情報交換を行い、各委員活動が円滑に進められるよう<u>援助</u>する。また、<u>会員それぞれが抱える課題</u>について、<u>解決に向けた援助に努める</u>。</p>	<p><u>第3条(本部および本部役員の役割)</u> PTA活動における、<u>中学校及び保護者の代表</u>として、他の学校や社会教育団体・地域福祉団体と情報交換を行い、各委員活動が円滑に進められるよう<u>援助</u>し、<u>更には保護者の主体的な課題解決にも便宜を図る</u>。</p>
<p><u>2 本部役員の主な任務は、次に列挙するものとする。</u></p> <p>(1) PTA活動に関して、学校との調整を行う。</p> <p>(2) 宝塚市PTA協議会(以下、「宝P協」という。)、教育委員会が主催(共催)する行事に参加するよう努める。</p> <p>(3) 代表委員会・委員総会において、司会を行う。</p> <p>(4) 各部(学年部・生活部・専門各部)との連絡を円滑に行う。</p> <p>(5) 高司中学校区青少年育成市民会議に出席する。(会長・副会長が担当)</p> <p>(6) 宝P協活動には会長が主に理事として参加、会長は理事会報告を代表委員会にて行う。</p> <p>(7) <u>「PTAだより」を発行する。</u></p> <p>(8) 委員名簿は、委員に決定した者のみに配付し、年度末には責任をもって回収し処分する。</p>	<p><u>★本部役員の主要な任務を下記に列挙する。</u></p> <p>(1) PTA活動に関して学校との調整を行う。</p> <p>(2) 宝P協、教育委員会が主催(共催)する行事に参加する。</p> <p>(3) 代表委員会・委員総会において、司会を行う。</p> <p>(4) 各部(学年部・生活部・専門各部)との連絡を円滑に行う。</p> <p>(5) 高司中学校区 青少年育成市民会議に出席する。(会長・副会長が担当)</p> <p>(6) 宝P協活動には会長が主に理事として参画、会長は理事会報告を代表委員会にて行う。</p> <p>(7) <u>「PTAだより」を学期毎に作成配付する。</u></p> <p>(8) 委員名簿は委員に決定した者のみに配付し、年度末には責任をもって回収し粉砕処理する。</p>
<p><u>第4章 生活部</u></p> <p><u>第5条(生活部)</u> (1) 校区内をA・Bの各ブロックに分け、定期</p>	<p><u>第4条(生活部)</u> (1) 校区内をA・B・<u>C</u>の各ブロックに分け、定</p>

<p>的な巡回活動を通じて、地域の安全確保と環境改善に関する情報を集約し、部会及び代表委員会に報告する。委員数は、地域の人口動態を考慮して決定し、直近の代表委員会に報告する。</p> <p>(2) <u>主な活動</u> ① <u>ブロックごとに週1回のパトロールを実施。</u> ② <u>高司中学校区青少年育成市民会議への出席、その他地域安全活動を推進する。</u></p> <p>(3) <u>生活委員</u> <u>部長1名、副部長2名(各ブロック長兼任)、書記1名と会計1名を互選する。</u></p> <p>青少年育成市民会議担当を2名互選する。</p> <p>(4) <u>選考委員を1名選出する。</u> (5) 部会を、毎月1回予定した曜日又は日付で開催する。担当教職員との調整によっては前後することもある。部会では、代表委員会の議事・決定事項を必ず報告する。 (6) 部長・副部長・書記は代表委員会に出席し、活動と部会内容を報告する。懸案事項の検討結果は、部の集約された意見として報告する。</p> <p><u>(7) 部会及び行事を終了した際、所定の報告用紙に記入し、提出する。</u> <u>(8) 各ブロックに対応する地域は、別表2「ブロック分割表」のとおりとする。</u></p>	<p>的な巡回活動を通じて地域の安全確保に寄与し、安全と環境改善にかかわる情報を集約し、部会及び代表委員会に報告する。☆ <u>ブロック分割表は終段に掲示。</u></p> <p><u>委員数については、地域人口動態に応じて考慮する。部会において増減を決定し直近の代表委員会に報告することで、承認されたと見なす。</u></p> <p>(2) <u>主要な活動</u>：<u>ブロックごとの週1パトロール</u> 高司中学校区青少年育成市民会議への出席、その他地域安全活動の推進 <u>補助的活動</u>：<u>制服リサイクル</u></p> <p>(3) <u>生活委員</u> 各ブロック内を班分けし、1名の生活委員を選出する。 各ブロックで1名のブロック長と2名の副ブロック長を互選する。ほかに、書記2名と会計1名を互選する。 別途、青少年育成市民会議担当を、2名互選する。</p> <p>(4) <u>各ブロックで1名の選考委員を選出する。</u> (5) 部会を、毎月1回予定した曜日又は日付で開催する。担当教職員との調整によっては前後することもある。部会では、代表委員会の議事・決定事項を必ず報告する。 (6) 部長・副部長は代表委員会に出席し、活動と部会内容を報告する。懸案事項の検討結果は、部の集約された意見として、報告する。</p> <p><u>(7) 部長・副部長は4 P 会に出席する。</u></p> <p><u>(8) 部会及び行事を終了した際、所定の報告用紙に記入し提出する。</u></p> <p>☆ <u>ブロック分割表</u></p>
--	---

第5章 学年部・専門部

第6条 (学年部・専門部)

学年部委員は、必要に応じて、学級・学年交流会、学年の教職員との委員交流会、ならびにその他必要な事業の実施、及び各学年特有の事業を援助する。学年部委員は、専門部（生活部を除く）の任を兼務する。

(1) 学年部

①部長・副部長は担当教職員との会合を_____持つなど、学年の現状把握に努める。担当教職員の部会への出席については毎回円滑に調整する。

②学年部会、各レベルの交流会で出された会員の意見を集約して、代表委員会で報告する。部会では、代表委員会の議事・決定事項を報告する。

③交流会を実施する場合、テーマ等は事前に担当教職員とよく相談する。必要な資料等があれば準備する。

④各学年から1名ずつ（次年度本部役員選出のための）選考委員を選出する。

⑤学年部費については、本部役員会の承諾を得て必要な額を支出する。（5万円以上となる場合は代表委員会の承諾が必要）

(2) 広報部

第5条 (学年部・専門部)

学年部委員は、学級・学年交流会、学年の教職員との委員交流会等のほか、各学年特有の行事のお世話役に徹する。学年部委員は、専門部（生活部を除く）の任を兼務する。

(1) 学年部

①部長・副部長は担当教職員との会合を最低 月1回以上持って学年の現状把握に努める。担当教職員の部会への出席については毎回円滑に調整する。

②各委員は、自身の学級担任との関係性強化に努め、円滑かつ円満な学級運営の手助けとなるよう活動する。

③学年部会、各レベルの交流会で出された会員の声を整理集約して、代表委員会で発表する。部会では、代表委員会の議事・決定事項を必ず報告する。

④交流会のテーマ等は、事前に担当教職員とよく相談する。必要な資料等有れば準備する。

⑤各学年から2名ずつ（次年度本部役員）の選考委員を選出する。

(2) 専門部

a. 広報部 ※宝P協 広報研修会に参加する。

①広報誌の年間発行計画を立案し、引継要領に従いスケジュールや役割分担を行う。

②広報誌「たかつかさ」の発行。各号の企画及び取材、編集、印刷。企画及び取材については担当教職員とよく相談する。

③他校広報誌を整理保管し、折に触れて会員に紹介

<p>①本会の活動報告及び学校運営に関することを、次に定める方法等により広報することで、PTA活動への理解、協力を得るよう努める。</p> <p>ア 広報誌「たかつかさ」の発行</p> <p>イ ホームページ等への掲載</p> <p>②広報活動において、その内容、方法及び発行時期の決定、ならびに取材、編集及び印刷等の活動にあたっては、学校関係者等との調整を図りながらすすめる。</p> <p>③広報活動についての研究、研修会等への参加など、広報活動に関する知識や技術の向上に努める。</p> <p><u>(3) 人権同和推進部</u></p> <p>①次に定める団体等が開催する人権・同和教育に関する学習会等に参加するなど、人権意識の向上に努める。</p> <p>ア 宝塚市人権・同和教育協議会</p> <p>イ 阪神地区人権・同和教育研究協議会</p> <p>②次に定める自己啓発・講演会・研修交流事業等の企画・運営を行う。</p> <p>ア ふれあい学級</p> <p>イ 体育大会におけるPTA種目</p> <p>ウ 学習会</p> <p>エ 給食試食会</p> <p>③「同推だより」の発行。</p> <p><u>(4) 専門部の引き継ぎ手順と義務</u></p> <p>①各学年部でそれぞれ部長・副部長を決定する。</p> <p>②各専門部で部長・副部長を決定する。</p> <p>③上記①、②の部長・副部長以外の部員が選考委</p>	<p>して自他の広報誌を通して、PTA活動への関心を高めるよう努める。</p> <p>b. <u>人権同和推進部 ※ 宝同協大会・阪神同教大会に参加する。</u></p> <p>① _____人権・同和教育に関する学習会等への参加。(市・中央講座等)</p> <p>②自己啓発・講演会・研修交流事業の企画・運営〔例示〕：<u>ふれあい学級の企画・運営、体育大会PTA種目の企画、学習会、給食試食会等。</u></p> <p>③「同推だより」の発行。</p> <p><u>(3)専門部の引き継ぎ手順と義務</u></p> <p>①各学年部でそれぞれ部長・副部長を決定する。</p> <p>②各専門部で部長・副部長を決定する。</p> <p>③上記①、②の部長・副部長以外の部員が選考委員</p>
---	--

<p>員の対象となる。</p> <p>④選考委員会は、各学年1名（計3名）と生活部1名で構成され（4名）、互選により委員長・副委員長を決定する。</p> <p>⑤新年度総会には、前年度各部長が記録・引き継ぎ事項持参、出席。総会后速やかに引き継ぎを行う。ただし、他の部員が同席又は代行することもできる。</p>	<p>の対象となる。</p> <p>④選考委員会は、各学年2名（計6名）と生活部・各ブロック1名（計3名）で構成され（9名）、互選により委員長・副委員長を決定する。</p> <p>⑤新年度総会には、前年度各部長が記録・引き継ぎ事項持参、出席。総会后速やかに引き継ぎを行う。但し、他の部員が同席又は代行することもできる。</p>
<p>第6章 選出基準・方法</p>	
<p>第7条（役員及び委員の選出基準）</p>	<p>第6条（役員及び委員の選出基準）</p>
<p>本会は自主的、民主的団体であるため、<u>会員の積極的参画と協力を基本とする。</u></p>	<p>本会は自主的、民主的団体であるため<u>会員の積極的参画と協力を期待する。</u></p>
<p>（1）本部役員</p>	<p>（1）本部役員</p>
<p>選考委員（<u>学年部委員3名、生活部1名</u>）が選出する。</p>	<p>選考委員（<u>学年部委員6名、生活部3名</u>）が選出する。</p>
<p>（2）<u>会計監査委員</u></p>	<p>（2）<u>会計監査委員（本部役員ではない）</u></p>
<p>会計監査（2名）は、<u>前年度本部役員</u>の会計があたる。欠員が生じた場合は、<u>選出免除期間中の役員経験者に依頼し、委嘱する。会計監査は、当年度の本部役員には該当しない。</u></p>	<p>会計監査（2名）は、<u>通例前年度会計</u>があたる。欠員が生じた場合は<u>選出免除期間中の役員経験者に依頼し委嘱する。</u></p>
<p>（3）生活部（生活委員）</p>	<p>（3）生活部 生活委員</p>
<p>①各地区において、できる限り最高学年の保護者を選出する。</p>	<p>①各地区において、でき得る限り最高学年の保護者を選出する。</p>
<p>②地区において選出困難な場合、ブロック内で協議の上1名を選出する。</p>	<p>②地区において選出困難な場合、ブロック内で協議の上1名を選出する。</p>
<p>（4）<u>学年部</u></p>	<p>（4）<u>学年部 学級委員</u></p>
<p>①<u>各学年3名の立候補者を募る。候補者が定数に満たないときは、くじ引きにより決定する。</u></p>	<p>①<u>新学期の学級編成決定後、前年度学年委員の責任のもと、くじ引き抽選会を行う。</u></p>
<p>②<u>くじ引きの方法は、選考を担当する部会に委ねる。</u></p>	<p>②<u>くじ引きに不参加の場合でも、旧委員の責任による代理「くじ引き」の形をとる。</u></p>
<p></p>	<p><u>くじ引きに不参加の場合、いかなる理由があろうと免責しない。</u></p>
<p></p>	<p>③<u>最初の学級・学年の交流（懇談）会における、新委員の紹介をもって承認となる。</u></p>
<p></p>	<p>④<u>新1年生においては、役員により入学式終了後く</u></p>

<p><u>第 8 条（役員・委員の選出免除）</u> <u>規約第 1 1 条第 2 項に基づき、次の項に該当する場合は、役員及び委員の選出を、原則、免除する。</u></p> <p>（1）1 歳未満の乳児が家庭にいる者。 （2）他校又は本校において本部役員に決定（内定）の者。 （3）<u>学年委員</u>については、他校（小中学校に限る）の生活部等（愛護・地区など、これに類するもの）の部員に決定している者、若しくは本校の生活委員に決定している者。</p> <p>2 前項に規定する場合を除き、任期中に役員・委員としての活動をせず、その任務を放棄したと判断された者は、規約第 1 1 条第 1 項の規定は適用せず、選出について免除されない。この任務放棄についての判断は、本部又は関係各部の裁量に委ねる。その結果は、本人に通知し、会長に報告する。</p> <p><u>第 9 条（任期）</u> 役員及び委員の任期を 1 年とする。ただし、再任を妨げない。</p>	<p><u>じ引き抽選を行う。各クラス 2 名と補欠 2 名を選出する。</u> <u>本部役員が承知していない家庭事情等は、その場で申告する。</u></p> <p><u>（5）役員・委員選出免除の権利剥奪について</u> <u>任期中に役員・委員として活動を全くしなかったか放棄したと判断した場合、次年度も選考対象として抽選に加える。その判断を本部または各部の協議・裁量に委ねるものとし、結果を本人に通告し会長に報告する。</u></p> <p><u>第 7 条（役員・委員の選出免除）</u> <u>以下に該当する者は、役員ならびに委員の選出を原則免除する。</u></p> <p>（1）1 歳未満の乳<u>幼</u>児が家庭にいる者。 （2）他校または本校において本部役員に決定（内定）の者。 （3）<u>学級委員</u>については、他校又は本校にて生活（愛護・地区）部の部員もしくは生活委員に決定している者。</p> <p><u>第 8 条（任期）</u> 役員ならびに委員の任期を 1 年とする。但し、再任を妨げない。</p> <p><u>第 9 条（4 P 会 / 地域連携）</u> <u>（1）4 P 会 は、4 校（高司中、未成小、高司小、</u></p>
--	---

<p>第7章 活動細則</p> <p>第10条 (部会)</p> <p>(1) 第1回部会は、総会后直ちに行い、年間行事予定・予算設定・連絡網作成を行う。年間行事予定と連絡網を担当の教職員と本部役員に提出する。</p> <p>(2) 各部の行事・会合予定等は、前月20日までに本部書記まで連絡する。なお、代表委員会・委員総会において毎回確認する。</p> <p>(3) 各部の定例部会は、毎月第1～2週の間で開催する。</p> <p>(4) 部会はPTA会議室(南館3階東端)を使用する。</p> <p>(5) 各部担当の教職員とは日常連絡を密にし、部会(会合)への出席・助言等を依頼する。担当教職員が職務で欠席の場合、前後の相談・報告は必ず行うこと。担当役員も必要に応じて部会に出</p>	<p>光明小)の情報交換会として出発したが、校区内の高司児童館、未成幼稚園、わかくさ保育所をオブザーバーとして加え各校園の活動・生活安全面の情報と幼-保-小-中の教育交流促進を目的とする。</p> <p>(2)4P会 は、高司中学校PTA会長名で招請し、高司中学校で開催する。参加(招請)対象は各生活指導担当職員、各PTA本部役員、生活・愛護・地区部の部長(副部長)及び、(3)に定めるオブザーバーの方々とする。</p> <p>※本校PTAは、原則、本部役員ならびに生活部長(副部長)参加。会長が司会を行い、書記が記録を担当する。生活部長は会長を補佐し助言する。</p> <p>(3)オブザーバー出席者</p> <p>校区内の高司児童館館長、未成幼稚園PTA本部役員、わかくさ保育所親の会役員</p> <p>※(場合により)教育委員会青少年センター職員 ほか</p> <p>第10条 (部会)</p> <p>・ 各部会での協議決定は、慎重にして、関連事項との整合性を得るものとする。</p> <p>(1)第1回部会は、総会后直ちに行い、年間行事予定・予算設定・連絡網作成を行う。年間行事予定と連絡網を担当の教職員と本部役員に提出する。</p> <p>(2)各部の行事・会合予定等は前月20日までに本部書記まで連絡する。なお、代表委員会・委員総会において毎回確認する。</p> <p>(3)各部の定例部会は毎月第1～2週の間で開催する。</p> <p>(4)部会はPTA会議室(南館3階東端)を使用する。</p> <p>(5)各部担当の教職員とは日常連絡を密にし、部会(会合)への出席・助言等を依頼する。担当教職員が職務で欠席の場合、前後の相談・報告は必ず行うこと。担当役員も必要に応じて部会に出席する。</p>
---	---

<p>席する。</p> <p>(6) 各部の活動費は、年度初めに仮払いを行う。 領収書等は精算時まで各部において保管する。</p> <p><u>第11条 (領収書)</u> 領収書は、次に列挙する記載があるものとする。 ただし、<u>税務署の取り扱いに準じ、宛名が無いレシート等も有効とし、領収書に必要な記載がない場合は、それらを証する書類を添付する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支払日 ・ 支払先 ・ 支払内容 ・ 支払金額 ・ 受領先(宛名)は、「宝塚市立高司中学校PTA」とする。 <p><u>第12条 (印刷物)</u></p> <p>(1) 印刷・コピーは、書記に事前連絡の上、PTA室において行う。</p> <p>(2) PTA活動上の印刷物(配付物)には発行日の下に、会長名と担当部名・部長名を、上下に併記する。また、外部への提出印刷物は、必ず役員と教頭のチェックを受ける。</p> <p>(3) <u>対外用印刷物には全て学校名の前に、「宝塚市立」という名称を入れる。</u></p> <p>(4) 行事等の案内プリント(原則、家庭数で配付)には、発行元の 担当部名・部長名を記載する。また、受付の締切日を指定するプリントには、申込用部分を分ける「切り取り線」の下に<u>締切日</u>を記載する。</p> <p>(5) <u>押印について、署名(自署)があれば押印は不要とし、記名(印字等)の場合は押印を必要とする。</u></p> <p>(6) 印刷途中において機器が故障した場合、直接業者に連絡せず、先ず役員に連絡し、その指示に従う。</p>	<p>(6) 各部の活動費は年度初めに仮払いし、領収書は精算まで各部保管のこと。また領収書には「<u>宝塚市立高司中学校</u>」と明記してもらうこと。</p> <p>⇒領収書は、支払日、支払先、支払内容、支払金額などが確認できるものとする(レシートも可)。但し、領収書に記載がなければ、それらを証にする書類を添付する。</p> <p>※税務署の取り扱いでは、宛名が無い、上記の内容が記載されてるレシートでも有効なので、同様の取り扱いとする。</p> <p><u>第11条 (印刷物) ※対外用印刷物には全て学校名の前に、「宝塚市立」という名称を入れる。</u></p> <p>(1)印刷・コピーは、書記に事前連絡の上、PTA室において行う。</p> <p>(2) PTA活動上の印刷物(配付物)には発行日の下に、会長名と担当部名・部長名を、上下に併記する。また、外部への提出印刷物は、必ず役員と教頭のチェックを受ける。</p> <p>(3)行事等の案内プリント(原則家庭数で配付)には、発行元の 担当部名・部長名を記載する。また、受付の締切日を指定するプリントには、申込用部分を分ける「切り取り線」の下に<u>締切期日</u>を記載する。</p> <p>(4)<u>委任状のように、押印が必要な文書には、その旨を明記する。</u></p> <p>(5)印刷途中において機器が故障した場合、直接業者に連絡せず、先ず役員に連絡し指示に従う。</p>
---	---

第13条 (交通費等の支給)

規約第10条の規定による経費補助として、承認された対外活動に参加した場合、その交通費及び駐輪場代を支給することができる。原則として、公共交通機関の運賃とし、支給基準を次のとおりとする。請求先は、本部会計とする。

(1) 行き先が宝塚市内の場合は、武庫川より東(左岸地域)、西山小・宝塚第1小校区より北であれば、その交通費を請求することができる。

(2) 鉄道を利用する場合は、阪急小林駅を出発地として算定する。

(3) 鉄道を利用し、かつ宝塚市立小林自転車駐車場利用の場合は、交通費と併せて駐輪場代も請求することができる。

(4) 原則として、次の場合は支給しない。

① 鉄道を利用する場合は、阪急小林駅より1駅(逆瀬川駅又は仁川駅まで)の利用の場合。

② 本校校区内の公共施設ならびに西公民館、くらんど人権文化センター、中央公民館、アピア及び市役所における行事、会合等への参加の場合。

第8章 地域等との連携

第14条 (外郭団体)

各団体との関係等について、別表3「外郭団体」のとおりとする。

第15条 (地域等との連携)

前条の外郭団体との連携強化をすすめ、地域住民との協力による教育環境の向上に努める。

(1) まちづくり協議会(コミュニティ)より、評議員等の派遣要請があったときは、本部役員で協議の上、地域連携の観点から協力・参画する。

(2) 特定の地区のみを、偏重することは厳禁と

第12条 (交通費及び駐輪場代の支給)

承認された対外活動に参加した場合、条件により、その交通費及び駐輪場代を会計に請求することができる。

・ 宝塚市域では武庫川を越えた場所(左岸地域)、北部方面では西山小・宝塚第1小校区以北であれば交通費を請求することができる。

・ 鉄道は、阪急小林駅を起点として算定し、バス利用では下記第(3)項の範囲外とする。

・ 鉄道利用なおかつ宝塚市立小林自転車駐車場利用の場合のみ、交通費に合わせて駐輪場代も請求することができる。

(請求できない理由)

(1) 鉄道は、起点より1駅の場合。

(2) タクシー・自家用車利用の場合。

(3) 西公民館・くらんど人権文化センター・中央公民館・アピア・市役所・校区内公共施設における行事、会合等への参加の場合。

第13条 (外郭団体)

(表) 省略

その他

① コミュニティ・まちづくり協議会より、評議員等の派遣要請ある時、本部役員で協議の上、地域連携の観点により、協力・参画する。

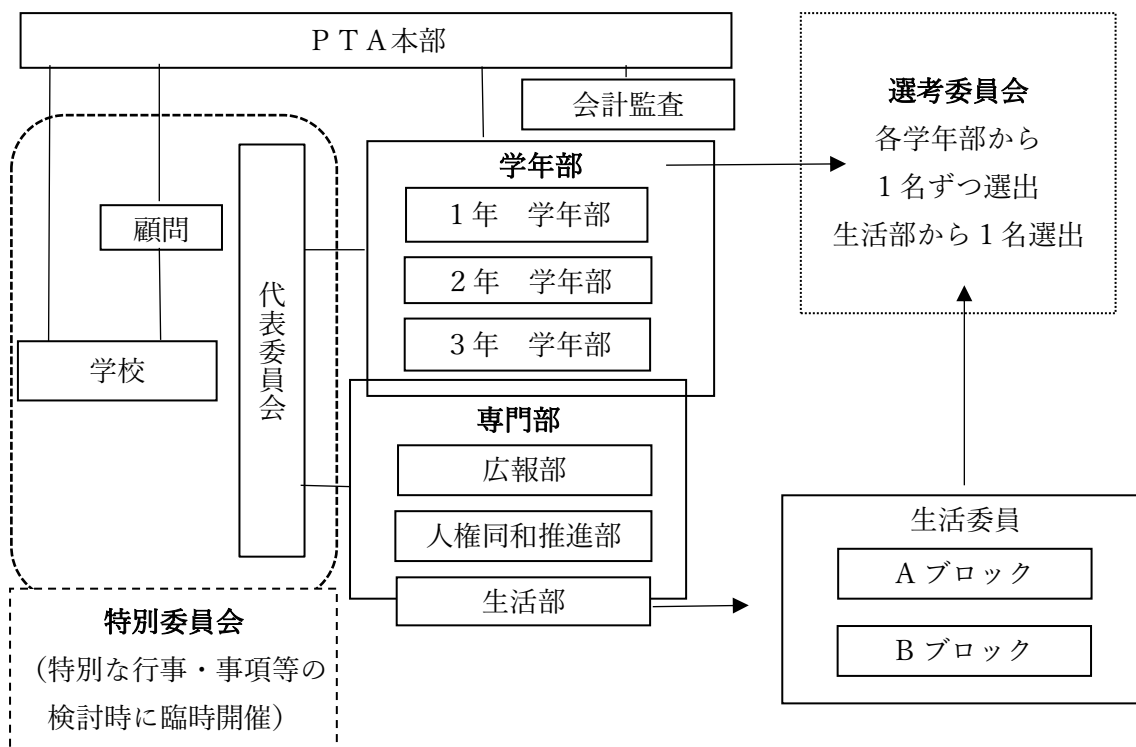
② 特定の地区のみを、偏重することは厳禁する。

<p>する。ただし、各地区の住民として兼職するときは、この限りでない。</p> <p><u>(3) 宝塚市人権・同和教育協議会、阪神地区人権・同和教育研究協議会等の取組において、宝塚市PTA協議会（以下、「宝P協」という。）から発表担当校等に指定されたときは、これに協力する。</u></p> <p><u>(4) 宝塚市学校給食運営協議会の運営委員に、宝P協から指名されたときは、同協議会に出席する。</u></p> <p><u>(5) その他、宝P協からその外郭団体の役員に指定又は推薦されたときは、これに協力する。</u></p>	<p>但し、各地区住民の立場での兼職は、この限りではない。</p> <p>【宝P協・宝同協関係】</p> <p><u>「人権・同和教育」に関して（市内全公立中学校の中で）順番で、発表担当校となる。⇒阪神同教大会で発表する。</u></p> <p>【教育委員会関係】</p> <p><u>「学校給食会」において（市内全公立中学校の中で）順番に「常任理事」（毎年2校）として指名される。⇒常任理事会（年3回）に出席。（副会長）</u></p> <p><u>同様に、「監事」候補として別途定める予定表に従い、理事長の諮問に応じて宝P協会長より推薦される。（会長）</u></p>
<p><u>第9章 選挙</u></p>	
<p><u>第16条（選挙）</u></p>	<p><u>第14条（選挙管理）</u></p>
<p><u>役員の選考にあたって、候補者が複数となった場合は、選挙を行う。選挙に関して、必要な事項を、次のとおり定める。</u></p>	<p><u>候補者並立の場合の選挙に関して、この条項を定める。</u></p>
<p><u>(1) 選考委員会は、選挙に関するすべての事務を管理する。</u></p> <p><u>(2) 選考委員会は、選挙の実施が必要と認めた場合、本部役員会に通知し、選挙手続きを開始する。</u></p>	<p><u>(1)選考委員会が、選挙の実施母体となる。</u></p> <p><u>(2)選考委員会が、選挙の必要性を認めた場合、本部役員会に通告し、選挙手続きを開始する。</u></p>
<p><u>(3) 選挙手続き</u></p> <p><u>①投票の期限（臨時総会の日程）ならびに期日前投票の実施方法を本部役員会と協議し、決定する。</u></p> <p><u>②前項で決定した内容を全会員に告知するとともに、選挙人名簿にもとづき、投票用紙を配付する。</u></p>	<p><u>選挙手続き</u></p> <p><u>① 選考過程を、選挙速報で、全会員に告知する。会長は、臨時総会招集の手続きを始める。</u></p> <p><u>② 投票日程（臨時総会）を本部役員会とともに決定し、①と同様に全会員に告知する。</u></p> <p><u>③ 選挙人台帳を整備し、投票用紙を配付する。</u></p> <p><u>④ 本部役員会（執行役員）には、投票権はない。</u></p> <p><u>⑤ 期間を定めて、期日前投票を受け入れる。</u></p>

<p>③臨時総会における投票は、執行役員、選考委員長、顧問、会計監査が、立会人となる。</p> <p>④立会人は、臨時総会において投票できないことから、期日前に投票する。</p> <p>⑤臨時総会における投票終了後、即時開票し、開票結果を出席者に報告する。その後速やかに全会員に開票結果を報告する。</p>	<p>⑥当日は、執行役員、選考委員長、顧問、会計監査が、立会人となる。</p> <p>⑦即時開票し且つ出席者に報告し、選挙速報を発行し結果報告を行う。</p>
<p><u>第10章 雑則</u></p> <p><u>第17条（委任）</u> この規程に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が然るべき会議に諮って定める。</p>	
<p><u>附 則</u></p> <p><u>第1条（施行期日等）</u></p> <p>1 この規程は平成17年4月27日より施行する。</p> <p>2 当規程の制定により、以下の資料を廃止する。</p> <p>①役員・委員の役割分担資料</p> <p>②PTAのしおり</p> <p>3 平成17年度中、第5条・第6条 字句訂正及び追補を行う。</p> <p>4 平成18年度中、一部字句を追補・訂正し、再編集を行う。</p> <p>5 平成20年4月25日より、4P会構成変更を行う。</p> <p>6 平成28年度中、第12条訂正。駐輪場代請求可とする。図表や一部字句の修正を行う。</p> <p>7 令和6年5月14日 一部改訂。</p>	<p><u>第15条（附 則）</u></p> <p>(1) この規程は平成17年4月27日より施行する。</p> <p>(2) 当規程の制定により、以下の資料を廃止する。</p> <p>①役員・委員の役割分担資料</p> <p>②PTAのしおり</p> <p>(3)平成17年度中、第5条・第6条 字句訂正及び追補を行う。</p> <p>(4)平成18年度中、一部字句を追補・訂正し、再編集を行う。</p> <p>(5)平成20年4月25日より、4P会構成変更を行う。</p> <p>(6)平成28年度中、第12条訂正。駐輪場代請求可とする。図表や一部字句の修正を行う。</p>
<p><u>第2条（検討）</u> <u>第6条及びその他に定める「広報部」「人権同和推進部」に係る規定は、各部が休止している間、適用しない。ただし、本規程の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結</u></p>	

果に基づいて必要な措置を講じるものとする。	
-----------------------	--

別表1 「組織概念図」(第3条関係)



別表2 「ブロック分割表」(第5条関係)

Aブロック	福井町、亀井町、亀井町ローレル、伊子志4丁目 御所の前町、東洋町、高松町、高松町ガーデン、未成町、光明町	光明小・ 未成小校区
Bブロック	高司1丁目～5丁目、美幸町、大吹町、駒の町	高司小校区

別表3 「外郭団体」(第15条関係)

名称	略称	担当	職名
宝塚市PTA協議会	宝P協	会長	理事
宝塚市人権・同和教育協議会	宝同協	副会長・同権部長	
高司中学校区青少年育成市民会議	青少年	副会長(2名) 生活部(2名)	副会長
小学校区人権啓発推進委員会	校区人権	副会長(3校を分担)	幹事
宝塚市学校給食運営協議会	給食会	副会長	理事